穴水町漁業機械等導入支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 　この要綱は、漁業機械の導入等により漁業経営の健全化、漁業生産力の増大、新規漁業就業者の確保を推進することで、高齢化等により縮小傾向にある沿岸漁業の維持・存続を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、穴水町補助金交付規則（平成９年穴水町規則第９号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第２条　補助金の交付対象者（以下「対象漁業者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、第３号については穴水町新規漁業就業者担い手支援事業対象者は除く。

　（１）穴水町内に居住又は所在し、町税等を滞納していない個人又は個人等が組織する団体

　（２）石川県漁業協同組合員であって、石川県漁業協同組合が有する区画漁業権若しくは共同漁業権に制定する漁業権行使規則で規定する資格に該当し、県漁協穴水支所からの推薦を受けることができる個人及び個人等が組織する団体

　（３）販売を目的に漁業活動を行い、直近の年間販売額が５０万円以上であること

　（４）沿岸漁業（小型定置網、刺網、タコ漁、採介藻、養殖業等）に従事していること

（交付対象経費及び補助率等）

第３条　交付対象経費及び補助率等は次のとおりとする。

　（１）補助対象とする事業費は５０万円以上とし、補助金交付対象は、別表に掲げるとおりとする。

（２）補助金額は事業費の３分の１以内とし、限度額を１００万円とする。

（３）前各号において、穴水町新規漁業就業者担い手支援事業対象者であるときは、第１号の規定中「５０万円以上」とあるのは「２０万円以上」と、第２号の規定中「１００万円」とあるのは「１５０万円」と読み替えるものとする。

（４）補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

２　補助対象となる経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた事業費とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、穴水町漁業機械等導入支援事業補助金交付申請書（様式第１号）及び漁業経営改善計画書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第５条　町長は、前条の規定による申請及び計画が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、穴水町漁業機械等導入支援事業交付決定通知書（様式第２号）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第６条　補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ町長の承認を　受けること。

ア　補助対象事業の内容の変更をしようとする場合

イ　補助事業に要する経費の配分の変更（当該経費の額の２割以内の増減を除く｡）をしようとする場合

ウ　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（２）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

（３）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（４）交付決定後に申請内容（代表者、住所、構成員等）の変更があった場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

（５）補助金の交付を受けた年から３年間、漁業経営改善計画現況報告書（様式第９号）を毎年町長に提出しなければならない。

（６）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等による省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け、又は担保に供する場合は、事前に町長の承認を受けなければならない。

（７）前号の規定により町長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を町に納付しなければならない。

（８）事業終了後において、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税等が確定した場合には、その金額を穴水町漁業機械等導入支援事業に係る消費税仕入控除税額等報告書（様式第１０号）により速やかに町長に報告するものとし、町長の返還命令を受けて返還しなければならない。

（補助対象事業の変更申請等）

第７条　前条第１号の規定による町長の承認を受けようとするときは、補助対象事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更の場合には穴水町漁業機械等導入支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　町長は前項に規定する申請について承認したときは、穴水町漁業機械等導入支援事業変更（中止・廃止）承認通知書兼穴水町漁業機械等導入支援事業交付決定変更通知書（様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定通知を受けた者は、事業完了の日から起算して３０日を経過した日、又は交付決定があった日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに、穴水町漁業機械等導入支援事業補助金実績報告書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第９条　町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助対象事業の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、穴水町漁業機械等導入支援事業補助金確定通知書（様式第６号）により、補助事業者対象漁業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第１０条　前条の規定により補助金の額の確定を受けた対象漁業者は、補助金の交付を受けるために、穴水町漁業機械等導入支援事業補助金請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１１条　町長は、補助事業者対象漁業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を変更若しくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を補助対象事業以外に使用したとき。

（３）補助事業により取得した物件について補助目的に沿った使用をしなくなったとき。

（４）事業完了後３年以内に漁業活動を中止又は町外に転出したとき。但し、補助事業者対象漁業者が死亡又は不慮の事故等により漁業活動の継続が困難と町長が認めたときは、この限りではない。

（その他）

第１２条 　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象 | 備考 |
| １ 漁船 | 漁船 | 【年度中における申請可能数】  （ア）漁船  　１対象漁業者につき、１隻までとする。  （イ）推進機関  　１対象漁業者につき、１基までとする。  【年度当たり上限額】  上限額１００万円 |
| ２ 漁船用設備 | 推進機関（船舶用エンジン）  自動操舵装置  漁ろう機器（魚群探知機、揚網・揚縄装置、漁体保存装置、駆動装置等）  操船機器　等 |
| ３ その他 | 養殖施設（下垂ロープなどの消耗品を除く）  漁網（定置網に限る）  牡蠣滅菌装置  脱貝機  洗浄機　等 |